

平成29年 第3回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日 時 平成29年12月26日
午前10時00分
場 所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議会 議 長 上 田 昌 孝
副議長 原 口 育 大

会議に出席した議員（9名）

1 番議員 近 藤 昭 文	2 番議員 上 田 昌 孝
4 番議員 岡 崎 稔	5 番議員 山 本 和 彦
6 番議員 原 口 育 大	7 番議員 谷 口 博 文
8 番議員 蛭 子 智 彦	9 番議員 印 部 久 信
10 番議員 木 場 徹	

会議に欠席した議員（1名）

3 番議員 片 岡 格

管 理 者	南 あ わ じ 市 長	守 本 憲 弘
副 管 理 者	洲 本 市 長	竹 内 通 弘
会 計 管 理 者	南あわじ市会計管理者	塔 下 佳 里
事 務 局 長	南あわじ市環境課長	廣 内 繁 一
事 務 局 次 長	洲本市生活環境課長	中 田 博 文
事 務 局 課 長		山 田 孝 文

事 務 局 長 皆さんおはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合
議会定例会の開催をお願い申し上げます。それでは議会議長よろしくお願
い致します。

議 長 おはようございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。本
日、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、
議員各位におかれましては、大変お寒い中、また師走を控えてお忙しい中
ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本組合議会定例議会に提
出されております諸案件につきましては後程管理者より説明がありますが、
議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただき適切、妥当な結論を
賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせてい
たします。それでは管理者の挨拶を伺うことにいたします。管理者よろし
くお願いいたします。

管 理 者 失礼いたします。開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。平成2
9年第3回の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させてい
ただきましたところ、議員各位におかれましてはご多忙にもかかわらず
参集いただきまして、心から感謝申し上げます。本日ご提案申し上げ、
ご審議いただきます案件でございますが、先日ご送付申し上げていると思
うのですが、副議長の選挙、条例制定、監査委員の選任、それに加えまし
て、平成28年度一般会計の歳入歳出の決算認定でございます。何卒慎重
かつ適切なご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願いいたしまして開
会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。本日は南あわじ市議会議員の一般選挙後初め
ての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び
事務局職員のご紹介をさせていただきます。洲本市議会議員より紹介をい
たします。近藤昭文議員、岡崎稔議員、山本和彦議員、片岡格議員は欠席
の届けがありましたのでこれを受理いたしております。続きまして南あわ
じ市議会議員を紹介いたします。原口育大議員、谷口博文議員、蛭子智彦
議員、印部久信議員、木場徹議員、以上で議員の紹介を終わります。次に
管理者南あわじ市長守本憲弘君、副管理者洲本市長竹内通弘君、会計管理
者南あわじ市会計管理者塔下佳里君、事務局長南あわじ市環境課長廣内繁
一君、事務局次長洲本市生活環境課長中田博文君、次に事務局課長山田孝
文君、事務局係長中西信行君、事務局職員古川剛康君、以上で紹介を終わ
ります。それでは只今から平成29年第3回洲本市・南あわじ市衛生事務

組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。

事務局次長 報告いたします。只今の議員の出席状況は出席 9 名であります。当組合の議員定数は 10 名であり、地方自治法第 113 条の規定する定足数に達しております。

議長 只今事務局から報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読させます。事務局。

事務局次長 失礼いたします。それでは日程を朗読いたします。
平成 29 年第 3 回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程
平成 29 年 12 月 26 日
日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 選挙第 2 号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の選挙について
日程第 5 議案第 3 号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第 4 号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について
日程第 7 認定第 1 号 平成 28 年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
以上でございます。

議長 それでは只今から、議事に入りたいと思います。日程第 1 議席の指定を行います。議席は会議規則第 3 条の規定により、議長において指定いたします。只今ご着席の通りにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議がございませんので、さように指定いたします。次に日程第 2 会

議録署名議員の指名をいたします。５番山本和彦議員、１０番木場徹議員、この両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第３会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。今期定例会は本日１日と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定致しました。
次に日程第４選挙第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の選挙についてを議題といたします。暫時休憩いたします。

（休憩 １０：０７～１０：０９）

それでは再開いたします。おはかりいたします。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に原口育大議員を指名いたします。おはかりいたします。只今議長において指名いたしました原口育大議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって原口育大議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。只今当選されました原口育大議員が議場におられますので、会議規則第３１条第２項により本席から当選の告知をいたします。それでは副議長のご挨拶を伺うことにいたします。原口育大副議長。

副議長 失礼いたします。只今ご推選いただきました原口です。よろしくお願いいたします。なかなか力不足でございますが、一生懸命努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長　それでは続きまして、議案の審議に入る前に８番蛭子議員、６番原口議員、１番近藤議員より一般質問発言通告書の提出がありましたので、これを許可することにいたします。なお一般質問については、議員協議会で決定しております一般質問に関する申し合わせ事項に基づき行うことといたします。それでは８番蛭子議員。

８番議員　おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。今新聞紙上で、特に南あわじ市の職員の不祥事が連続して起こっています。最近では２名の収賄容疑者のうち１名が起訴されております。これは広域水道企業団ということで事務組合の中で起きたものです。この衛生事務組合においても同様のことが起こらないように、こうした倫理の問題であったり、入札の問題であったり、こういったことについて今日は一般質問させていただきます。まず洲本市・南あわじ市衛生事務組合の収賄あるいは汚職事件に対する防止策、公務員としての倫理のあり方、こういったことについてどのような取り扱いをされていますか。

議長　事務局。

事務局　はい。現在、洲本市・南あわじ市衛生事務組合例規には職員倫理規定はございませんが、今後構成市の例にならって職員倫理規程を制定する必要があると考えております。また今回の南あわじ市の事件を受けまして、事務局職員へ、油断をすれば自分にも起こりうるということをしっかりと認識するよう、倫理意識やモラル向上及び綱紀の粛正の徹底についての訓示を行っております。

８番議員　議長。

議長　蛭子議員。

８番議員　派遣職員についてはそれぞれの市において、倫理規定があるかと思えます。公務員のモラルを確立する上で、三点セットというふうに私は考えているのですが、一つは職員の服務に関する規定、二つ目は何かが起こった場合に公正な取り扱いをするということで懲罰の規定、三つ目にはいくら法律があったとしても、それを行っていく上で尺度となるべき倫理のあり方、こうした三つの点が大事だと思っているのですが、これまで倫理規定

がなかったということですが、その他の懲罰の規定、あるいは服務規程はどのようなになっていますか。

事 務 局 長 当事務組合では、服務規程につきましては制定しております。服務規程第2条におきまして、服務の原則ということで、「職員は洲本市及び南あわじ市の住民全体の奉仕者として職責を自覚し、誠実、公正にかつ能率的に職務を遂行するように努めなければならない。」ということであります。

8 番 議 員 先程の答弁にもありましたが、倫理規定がありませんでした。つまり派遣職員であれば倫理規定がありますが、こちらで採用されておりますプロパー職員7名には、公務員としての倫理の確立について、尺度となるべきものがありませんでした。その中で公正な運営、あるいは公務員としてのモラルについての確立に弱さがあったというふうな捉え方ができると思います。今後倫理規定を作成する上で、こういった点が大事だとお考えですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 先程も申し上げましたように、職員個人の倫理意識、モラルといった点が一番大切だと思っていますので、その点を職員にはっきりと自覚させられるような倫理規定を制定していきたいと考えております。

8 番 議 員 南あわじ市には倫理規定がありまして、それをこの事件を契機にもう一度拝見いたしました。その第5条でいくつか項目がある中で、第1項目には、関係業者と飲食、パーティーなどをしてはいけないとありました。2つ目には、ゴルフをしてはいけないという規定がございました。3つ目には、贈答品を受け取ってはいけないという規定があったように思います。そして旅行もしてはいけない等規定があるわけですが、民間の業界では会食をしたり、旅行に行ったり、ゴルフをしたり、年末年始に贈答を行ってそれぞれの関係業者と親しくお付き合いをしましょうと、これは民間企業では奨励されております。ところが公務員はこれらのことが禁止されています。それはなぜですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 地方公務員におきましては、住民の税金において職務を遂行しております。一般の営利企業とは違いますので、全体の奉仕者ということで、民間に見られますような行動はしてはならないということでございます。

8 番 議 員 議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 この間そうした問題について、南あわじ市の方でも同様に問題提起をいたしました。そしていただいた答弁は局長がおっしゃっていたようなことですが、一方で1項目の会食をしてはいけない、2項目の旅行に行つてはいけない、というような規定については職務上やむを得ない場合には認められるというような規定があります。この職務上やむを得ないというのはどういふことなのかということを、南あわじ市総務課長に問いかけましたところ、職務上やむを得ないというのは何かの機会でも偶然出会ったり、親戚でのお付き合い、あるいは地域でのお付き合い、こういったことはやむを得ないことだと。しかしそれ以外で、関係業者と旅行に行ったり会食をしたりといったことはやはり慎むべきだと、こういう答弁でした。それから贈答品については決して受け取つてはいけない、これはいかなる場合においてもダメであると、ゴルフについてもいかなる理由があつてもダメだと、こういうことを言われておりました。微妙なところはあると思いますが、社会通念上公務員としては絶対してはいけないことであっても、民間企業ではむしろ推奨されています。この感覚が税金の使い道ということで、色々な情報を収集する、あるいは業者から学ぶといったこともあり得ると。したがって会食に行ったり、旅行に行ったりすることも職務上あり得る話ではないかといった議論もあると聞いております。しかし業界で情報収集をするというより、公務員は公務員の立場があります。様々な情報の交流もあるだろうし、国や県の示した基準、あるいは最新の技術を公の中で交流し知識を深めていくということは十分可能であると、むしろそうすべきだと私は思っております。その点をどのように考えておられるか、管理者にお聞きしたいと思います。

管 理 者 はい、議長。

議 長 管理者。

管 理 者 今お話がありました中で、私は公の機関である以上、公正というものを担保しなければならないということは当然であると思いますが、一方でこれだけ技術が日進月歩で動いているときに、我々としてはなるべく地元の様々な企業にキャッチアップしていただきたいといったところがあります。そういう考え方でいえば、私は例えばこういうのは許されると考えております。例えば先進の技術を吸収するために、一定の資格や基準はありますが、ある地域の全員にお声かけをして視察に行くというようなことは当然あるべきだと私は思っておりまして、そういうもの許可されるべきだと思います。ただ特定の業者と公務員が理由もよく分からず旅行に行くということは、あってはならないと思います。食事に関しても、酒を飲んでどうしたこうしたというのはいけないと思いますが、いろんな意見交換ということで、公平な形で開く際に昼食をとりながらといったことはあり得ると思っております。それらの基準の作り方、必要以上のものにならないことが重要かと思っております。食事、旅行の例外もあり得る。ただし基準をしっかりと、透明性をもってこういうことをやりましたということを世の中にきちんとと言えるように、やっていくことが重要だと考えております。

8 番 議 員 議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 そういう考え方もあろうかと思えます。ただ旅行に行った場合は、どうしても接待的な側面をどうしても警戒しなければならないという面があると思えます。その点をどう担保していくのか。業者との交流において、不必要な接待を受けないという点をどう確保していくかという条件整備が大事かと思えますが、それを果たしてできるのかどうなのか、そういう疑いを持っております。そういう点は今後厳しく、公開性といったことも言われておりましたけれど、その一線をどう確保していくのかは非常に難しいところがあるように思います。その点今後も、十分私たちも気を引き締めながらチェックしていきたいと思えます。

二つ目に入札についてですが、この入札方法には公平性を保つために、入札・契約に対して様々なルールがあるかと思えますが、どのようなルールで入札を行っておられるのかお尋ねします。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 本事務組合では例規上は一般競争入札、指名競争入札がございますが、指名競争入札を採用しています。

8 番 議 員 議長。

議長 蛭子議員。

8 番 議 員 南あわじ市でも問題になっているのが最低制限価格ドンピシャリで入札が行われると、その最低制限価格の設定方法もどういうふうに決めているのかというのがあるのですが、とにかく予定価格の情報が漏れた場合にどう対応するのか。漏れても意味がない状態にするということも一つの予防策だと思います。この事務組合では入札に際して、最低制限価格を設けていないというお話だったかと思いますが、その理由は何でしょうか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 最低制限価格につきましては、契約規則の第8条により、特に必要があると認められるときは設けることができとなっておりますが、当やまなみ苑発注工事は専門性のある特殊工事であるため、プラントメーカーと実績のある業者を選定いたしまして指名競争入札を実施しておりますので、それらの理由で最低制限価格は設けておりません。

8 番 議 員 議長。

議長 蛭子議員。

8 番 議 員 落札率はだいたいどうなっておりますか。

事務局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 今年度は1件の入札がございました。4社による指名競争入札でございましたが、落札率は81.1%でございました。

8 番 議 員 議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 決算書を見ておりますと、工事が結構あったかと思います。工事請負契約は何件ありましたか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 平成28年度におきましては2件の入札がございました。1件につきましては87.6%、もう一件につきましては60.2%という落札率になっております。

8 番 議 員 議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 例えば28年度の決算書の14ページですが、やまなみ苑施設整備工事、ダストコンベア工事、クレーン点検工事等がいくつか出ておりますが、これらはそれぞれ一緒になっているのですか、それとも別々のものですか。リース料なり保守点検委託料なり契約がたくさんあると思いますが、入札ではなく随契ということですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 議員のおっしゃられるとおり、28年度の工事は7件ありました。先程申しましたとおり、2件につきましては指名競争入札でありまして、残り

5件につきましては、緊急性のある随意契約といたしております。

8 番 議 員 議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 緊急性があるということで随契と、入札においても80%代ということで、公平さが保たれているということですが、さらに今後の予防策で入札の公平さを保っていく上でも最低制限価格の設定、これは公共工事の品質確保ということで一定の基準をもってすべきであると。これは工事業者の利益を確保すると同時に、そこで働く労働者の賃金水準を確保していく上で、国策としてなされております。多くの公共事業でも、そうした最低制限価格を設けることによって公共工事の品質を確保する、経営者や労働者の暮らしを守るということをやっておると思います。今後それを実施していく考えはないでしょうか。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 請負業者の福利等につきましては下請け、二次下請け、三次下請けにつきましても退職金制度を持っている業者ということで、もし退職金制度のない業者でありましたら建退共の証紙を購入し、それをつけるようにということでございます。

8 番 議 員 議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 それは通常行われていることであって、今申し上げたのは公共工事の競争が厳しくなると低入札になるということで低入札の審査をするわけですが、こうした形態が推奨されていると思います。最低制限価格は必要であると。最低制限価格を設定した場合、情報漏洩があった時の保証としてランダム係数を導入してやっておると。兵庫県や姫路市が導入しており、先進的だと評価されています。特に姫路市の場合は汚職事件があったことをきっかけにして導入したということですが、ご存知ですか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 姫路市の例は初めてお聞きしましたが、構成市であります南あわじ市においても過去ランダム係数を導入していた時期もございます。ただ、より良い入札にするために南あわじ市は今の最低制限価格の出し方になっておるわけですが、先程から申し上げておりますように焼却施設は専門性のある施設でございます。最低制限を設けることによりまして、逆に指名の公平性、過去の実績をやまなみ苑では重視しておりますので、そこが崩れるのではないかと考えております。

8 番 議 員 はい、時間切れですので終わります。

議長 蛭子議員の一般質問が終わりました。続いて6番原口議員の一般質問の発言を許可いたします。原口議員。

6 番 議 員 はい、原口です。一般質問をさせていただきます。私も入札の進行体系についてということで質問をして参りますが、今蛭子議員が色々聞かれましたので、被っているところは省略しながら、質問させていただきたいと思えます。座って質問させていただきます。

まず、このやまなみ苑の場合は一般競争入札をあまり使わずに指名競争入札をしているとのことですが、業者は市の場合ですと指名願いの出ている業者から選ぶのですが、業者は洲本市と南あわじ市の業者で指名願いの出ている業者を対象にしているのですか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 参加資格者ですが、構成市であります洲本市及び南あわじ市の競争入札参加資格者名簿に登載されている業者を資格者として選定しております。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 ということは、それぞれの市に指名願いが出ている業者を対象にしているということでしょうか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 そうでございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 専門性があるということですが、炉の工事や電気、鉄鋼などということになると思いますが、それぞれ何社ぐらいが対象となっているのでしょうか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 ごみ処理施設につきましては、一貫性のある工事といたしまして、それぞれの資格をもち合わせた業者で15社程度でございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 3つの分野を合わせて15社程度ということですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 長 はい、そうでございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 指名願いがもっとたくさん出ていると思いますが、その中で15社に絞り込むということは、先ほど言われた実績のある業者ということになるとと思いますが、実績があるということは新規参入はありえないということになってしまうのでしょうか。

事務局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 課 長 実績でございますが、数社のプラントメーカーがありますが、それとそれに準ずるプラントを専門に工事を行っている業者を選定しております。まずプラントメーカーですが、他社のプラントにはなかなか手を出さないという実績もございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 炉の方はクボタと聞いています。ですからなかなかそれ以外は難しいかと思いますが、鉄鋼や電気もどうしても業者が限定されてしまうということになるのですか。

事務局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 課 長 まず電気関係ですが、小型の各電気盤にシーケンサーというコンピューター部品を20台前後使用しておりますので、その場合はプログラムなどが関連していますので、プログラムを持っている業者が工事を行うことになります。それと鉄鋼関係ですが、錆びる鉄でも今思いつくだけで5・6

種類の材質があります。その種類ごとに伸び係数等が違いますので、それらを熟知した業者が対応しないと、通常の溶接ですと炉内は950℃から1000℃の温度で燃えていますので破断してしまうということになります。やはり焼却に対する専門知識であったり、燃やすごみが酸性ガスですとかアルカリ性であったりしますので、その辺の知識を有するということで専門性を見ております。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 かなり専門的な部分があるので15社程度に絞れてしまうということですが、そうすると最低制限もないわけですから完成検査であったり、施工管理であったり、設計業務等がしっかりしていないと公平公正を担保するのは難しいと思いますが、まず設計業務は自前でできていますか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 設計、積算は事務局で行っておりますが、積算基礎につきましては全国都市清掃会議という会議がございまして、そこで発行されている全国統一の積算要領に基づいて積算しております。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 施工管理というのは誰がされるのでしょうか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 施工管理業務は特に委託していませんが、今年度における中間検査等は事務局でいたしております。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 中間検査を事務局で行っているということは、完成検査も事務局で行っているということですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 そうでございます。

6 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 昨年も5件の随契があったということでありまして、指名競争ということになりますと業者をどこにするのかという部分、その選定に際して不公平な部分がもしあった際に、問題があるのではないかと思います。その公平性はどうやって担保されていますか。またそれを担保する方法はあるのでしょうか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 やまなみ苑では競争入札参加資格審査会規程を設けております。その第3条におきまして、事務局長を委員長としまして各構成市であります洲本市、南あわじ市のそれぞれの管財課長を審査委員といたしまして、入札審査会というのを設けております。そこで選定された業者の審査を行っているので、公平性は保たれていると考えています。

6 番 議 員 はい、議長。

議長 原口議員。

6 番 議 員 入札審査会が内部の人間というか、関係市を含めた審査会で大丈夫であると思います。最低制限が設定されていないということは、信用できる業者ですので最低制限は必要ないという考え方は賛成です。最低制限価格がなければ漏れる心配ありませんのでいいことだと思います。逆にランダム係数の話もありましたが、南あわじ市もいったん作って、業者の方から不公平感が出て止めになりました。他市を見ていても一度導入して止めたところがけっこうあると聞いておりますので、あまりいいことではなかったのかと思います。そういう意味で、最低制限価格が不必要になる状況であるのであれば、それで良いのではないかと思います。やまなみ苑の場合は入札結果をホームページ等で公表していない。水道企業団は数年前から全てホームページにアップしています。小さなことですが情報公開という点からすると少なくともホームページくらいは、過去の入札等は見てもらえるようにするということが必要だと思いますが、いかがですか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 今議員がおっしゃられたとおり、現在公表しておりません。しかし今後やまなみ苑のホームページにおきまして、開札結果の公表をしていきたいと考えております。

6 番 議 員 議長。

議長 原口議員。

6 番 議 員 それと決裁の件ですが、水道企業団の場合も決裁の件で若干、事務局長がしたということで問題がなかったのですが、しかし私は不備があったように思います。ここでの決裁はどのようになっていますか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局長 決裁規定によりまして、決裁を行っております。工事について申し上げますと、500万円未満の工事については総務課長が決裁者となっております。500万円を超える場合は、事務局長の方で決裁しております。

6 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 あまり大きくない団体だと思いますので、決裁も含めて色々なことが内部で処理できてしまっているという印象を受けています。この後監査委員の選任もありますが、チェック体制という部分はもう少し外部の方が入るようにしないと、私たち議員の任期も1年程度で交代しておりますのでチェックが行き届いていない部分もあるような気がしています。それと派遣職員のことをお聞きしますが、市からの派遣職員は何名いますか。

事務局長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局長 現在南あわじ市から現業職として3名派遣しております。

6 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 現業職ですと他の場所での仕事は難しいでしょうが、その3名の在職期間は何年ぐらいですか。

事務局長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局長 やまなみ苑と南あわじ市清掃センターが合併したのが平成26年でございます。それからの派遣となっておりますので、4年となっております。

6 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 この方々は専門的な仕事をされていると思いますが、入札には関係してくるのでしょうか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 その3名につきましては、現場作業の専門ですので、入札事務には一切感知しておりません。

6 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 色々お聞かせいただきまして、問題はないかと思いますが、やはりできることから整備をしていただき、誰が見てもクリーンである入札であるようにお願いします。以上です。

議 長 原口議員の一般質問が終わりました。続いて1番近藤議員の一般質問の発言を許可いたします。近藤議員。

1 番 議 員 近藤といいます。よろしくお願いします。2人の議員がかなりの質問をされましたのであまり被らないように質問したいと思いますのでよろしくお願いします。やまなみ苑は先程も言われたように専門性の工事が大きいということで、設計積算においては全国統一の積算価格ですが、単価にはどういう取り決めがありますか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 単価に関しましては、3社見積もりを取りまして、最低単価を採用しております。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 近藤議員。

1 番 議 員 特殊性のある工事見積もりを取り設計価格に反映させるということをされていますよね。その中で入札に指名する場合は、当然見積もりを取った業者は入っていると思いますが、プラス指名する場合に例えばいくらの金額で何社見積もりを取るかという規定はどうなっていますか。例えば1億以上とか、5千万以上とか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 やまなみ苑におきましては、そういったランク付けはしてございません。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 近藤議員。

1 番 議 員 500万円を超えれば、4社とか5社とか決まっているのですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 入札につきましては、契約規則の第18条におきまして、3社以上の指名ということになっておりますので、プラス1社の4社をもちまして入札を実施しています。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 近藤議員。

1 番 議 員 設計する職員についてはプロパーの職員だと思いますが、実際設計に長

く携わっていますと色々と業者とのやり取りがあり、顔見知りになり、馴れ合いのようになっていく可能性も高いと思います。プロパーの職員は現在8名でしたか、そのうち何名が設計に携わって、現場監督あるいは検査に関わっているのかお聞きしたいと思います。というのは、あまり長く携わっていると馴れ合いが出てきて油断が出てくる可能性が高いという危機を感じるのですが、いかがですか。

事務局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 長 確かにおっしゃられるとおり、見積もりを取る業者は限られていますので、そういったことも考えられますが、島外の業者ですので職員が会って直接打ち合わせすることもありますので、そういった心配はございません。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 近藤議員。

1 番 議 員 それは信頼しておきたいのですが、業者との関わりの中で油断があり、業者もそれに付け込んで親しくなるというのはよくあります。落札価格を漏らすわけではありませんが、ヒントを与えてしまうような。特に専門におきますとどうしても専門性の単価が出てきます。あるいは積算単価が出てきます。そういう業者でなければいけないことも出てきます。それをどう採用するかは担当者で決まってくるわけです。その辺を私は少し心配しております。決まったことは当然決裁を回すわけですが、決裁をされる方も詳しく理解していなくて、失礼ながら目くら判とまではいかないまでも、一定は定めないということで、結果としては積算等の担当の方が責任を持ってやっていくことになっているかと思います。その辺は信頼性があって当然かと思いますが、そこに付け込まれた業者のやり方が気になるので、今後はプロパーの方についても、ないとは思いますが、気を付けていただくようお願いしたいと思います。見積もりについては、3社見積もりで一番低い単価とお聞きしていますが、平均価格ということはありませんか。

事務局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 課 長 見積もりの件ですが、実際見積もり依頼をしましても、見積もりできないというところも部分的にはございます。異常値が出た場合は、異常値を排しまして、その最低で積算しています。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 近藤議員。

1 番 議 員 異常値が出るとやはりおかしいということで、排除して積算されているという形になります。専門性を持つ業者ということで、大きく差はないと思いますが、今入札率では 87.6%と 60.2%とありますが、これは諸経費の関係で率が違ってくると思いますが、見積もり合わせ等は入札の時にされているのですか。

事務局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 長 入札の参加にあたり、内訳書の提出をさせておりますので、その中で確認しています。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 近藤議員。

1 番 議 員 少し気になるのは、87%代はいいとしても 60.2%はかなりの部分の経費がないのではないかと心配していますが、そういう意味では先程の質問でもありました最低制限価格は本来必要でないかと、やはりいい工事をしてもらう保証として、これ以下はだめですよという制限価格が必要だと思っていますが、私もそういう仕事に携わってきましたのでよく分かるのですが、あまりにも競争入札ですからやはり仕事を取りたいとなれば当然落としてきます。そうなれば諸経費を少し削って落札されて、工事にかかるのですが、その辺の品質管理が実際にできているのか疑問に思うことが

多々あるのですが、検査体制もきちんとすべきだと思いますが、60.2%という過去の例からみると、何度もあるということですか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 平成26年度以降の工事で、それは低い値です。あとは大体87%、88%のあたりで落ち着いています。これは昨年度の工事ではありますが、落札されたのが「クボタ環境サービス」といってここを当初建てられた業者です。ですので、一貫した流れの中で工事も当初からやってきていると思うので、そこでのプログラム等を一から工事を立ち上げなくてもいい部分であったため、これだけ低い落札率であったのかと思います。

1 番 議 員 はい、議長。

議長 近藤議員。

1 番 議 員 業者の努力というものもあるんですね。特に関連事業とか。先程言われたように一からしなくても結構できていて、その辺の経費を削ってでも落札したいというのがあると思うので、それはそれでいいと思います。しかしあまりにもこれが続くと少し疑問に思うので、その辺をチェックしながら品質管理を確保する体制をお願いしたいと思います。それから検査体制について、中間検査あるいは完成検査等あるかと思いますが、例えばいくらの価格以上で何回検査していますか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 金額の設定はしていません。1工事当たり中間検査1回と完成検査1回の計2回の検査を実施しております。

1 番 議 員 はい、議長。

議長 近藤議員。

1 番 議 員 中間検査は製品の大体できた時の、完成検査は取り付けが終わり稼働する前の検査という見方でよろしいですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 事務局。

事 務 局 長 その通りでございます。

1 番 議 員 はい、議長。

議 近藤議員。

1 番 議 員 先日の事件については設計価格の漏洩ということで、あってはならないことですが、実際には先程蛭子議員もおっしゃられたように職員のモラルの問題だと思います。私も言いましたが、それに携わる職員が気の緩みのないように、8人のプロパーの方、例えば設計にずっと携わっている方は経験もあり専門性もあると思います。その辺を新しい人にするとか複数体制をとるとか、人事の関係でそういう配慮というのは何か考えておられますか。チェック体制をとって馴れ合いにならないような形で人事を刷新してその中でやりくりをしていくような考え方。今携わっている方は合併してからずっとやってこられて、一から教える必要もないということでやっている可能性ありますが、先程も言いましたようにそこに業者からつけこまれ、油断があれば入ってくるということです。そういう意味では刷新も含めた異動等、人事の関係をどのように考えておられますか。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 事務局。

事 務 局 課 長 業者との馴れ合い等々でございますが、こういう業界も最新技術が色々でてきています。例えば修理する場合、当初使用していた部材よりいいものがないのかというような打ち合わせは、電話などで行っております。最新技術により、例えば炉内の耐火物等でもレンガもあれば、粘土状のプラスチックの耐火物のように新しい物も出てきています。その新しい物を採

用した他施設の実績を、費用対効果を見た上で採用することにより、今まで2年でやり替えていたところが3年もつなどという情報も仕入れながら積算を起こしております。それから複数体制ですが、積算及び積算につきましては2人ないし3人で行っております。そこは順次次世代に引き継いでいく必要があると思います。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 近藤議員。

1 番 議 員 予定していたのはこの程度で色々発言させていただきました。水道企業団とは違う団体で、イコールにはならないので、こちらはこちらで意識を高めていただいて同じような事が起きないように、また市民の信頼を得るような運営をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 近藤議員の一般質問が終わりました。これで通告に基づく一般質問を終わります。議員から一度休憩したいとの申し出がありますので、5分休憩させていただきます。

(休憩 11：00～11：11)

議 長 それでは議会を再開いたします。日程第5議案第3号についてを議題といたします。朗読は省略して、事務局より説明を求めます。

事 務 局 長 議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 それでは議案第3号についてご説明申し上げます。議案第3号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は育児、介護休業法の改正により、育児休業に係る制度が見直されたものに伴い、当組合条例においても所要の改正をいたしたく、提案申し上げるものでございます。この内容ですが、育児休業期間は原則1年、最長6か月まで延長できることとなっておりますが、再度申請することにより延長できる期間が1年となり、

最長で2年まで育児休業が取れるようにするものです。附則でこの条例の施行日を交付の日と定めております。以上で議案第3号についての説明を終わります。何卒慎重ご審議賜りまして、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。

質疑等がないようですので、別になければこれにて質疑を終わります。それではおはかり致します。議案第3号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決されました。次に日程第6議案第4号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。印部久信議員については議場におられますので、退席をお願いいたします。朗読は省略して、管理者の説明をお伺いいたします。

管 理 者 はい、議長。

議 長 管理者。

管 理 者 失礼いたします。議案第4号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案を申し上げます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合同規約第9条により、組合議会の同意を得て関係市監査委員の中から選任するものとなっております。先般南あわじ市の監査委員に新しく就任されました住所、南あわじ市賀集八幡160番地 印部久信氏 生年月日昭和21年8月13日の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒ご慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただけますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 監査委員は、洲本市と南あわじ市のそれぞれ議会選出の監査委員が当たっているということですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 各市学識経験の監査委員もおられますが、やまなみ苑におきましては議会選出の監査委員が監査委員となっております。

6 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 広域3団体は、それぞれ議会選出の議員の監査委員と学識経験の人とセットでされています。小規模で決算も大きくはないと思いますが、全体のことを考えれば、現在2名体制かと思いますが、もう1名専門性のある人を加えることを考えてはどうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 議員がおっしゃられるように、外部からの専門性・知識を持ち合わせた監査委員の導入は検討させていただきたいと思います。

議 長 ほかにご質疑等はございませんか。
ないようですので、これにて質疑等を終わります。おはかりいたします。
議案第4号は、これを同意することに意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本件はこれを同意することに決しました。
印部久信議員の議場復帰を許可します。

次に本日管理者より追加議案の申し出がありましたので、ただ今その追加日程を配布させます。

配布漏れはありませんか。配布漏れがなければ追加日程を事務局に朗読いたさせます。事務局。

事 務 局 次 長 失礼いたします。それでは朗読いたします。

組合議会定例会議事日程追加

平成29年12月26日

追加日程第1 議案第5号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

以上です。

議 長 朗読が終わりました。おはかりいたします。議案第5号を日程に追加し、
議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よってこの際、議案第5号を日程追加し、議題
とすることに決しました。追加日程第1議案第5号洲本市・南あわじ市衛
生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、
朗読を省略して、事務局の説明を求めます。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 それでは議案第5号についてご説明申し上げます。議案第5号洲本市・
南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制
定についてご説明申し上げます。本件は本年8月の人事院勧告を受け、国
公準拠の観点から所要の条例改正をいたしたく、提案申し上げるものでご
ざいます。この内容は行政職給料表の額を平均0.2%引き上げるほか、
勤勉手当についても0.1か月分引き上げるものでございます。附則で、
この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は平成29年4月1日から、

第2条の規定は30年4月1日から適用すると定めております。以上で議案第5号についての説明を終わります。何卒慎重審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見等はございませんか。

6 番 議員 議長。

議長 原口議員。

6 番 議員 いつも人事院勧告に基づいて上がったり下がったりして、ほぼそのまま通っていくわけですが、南あわじ市内の企業の状況を鑑みますと、国の人事勧告の対象となるような大企業とは全くレベルが違うという意見があり、その市に応じたような判断をすべきではないかという意見を聞くこともありますが、その辺を管理者はどうお考えですか。

管理者 はい、議長。

議長 管理者。

管理者 この辺はなかなか難しいところだと思います。ただ現実問題として申し上げますと、おそらく市内の企業の給料上昇の仕方は必ずしも人事院勧告に基づくものと合っていないケースもあり得ると思います。一方で公務員の給与は全てラスパイレス指数という形で、全国平均との比較で常に議論されているという状況のもとで申し上げますと、なかなか一種の事情で上下させるということは、色々な面から見て望ましいのかどうか、悩ましいところではありますが、今回についてはこれでやろうということで、ご提案を申し上げた次第でございます。

7 番 議員 議長。

議長 谷口議員。

7 番 議員 先程の説明で再度確認したいのですが、一般職員が0.2%の給与アップということで認識したのですが、現業職員の給与はアップしていないのですか。

事務局課長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局課長 当事務組合は、一般職・現業職は同じ給料表を採用しておりますので、同じくアップになるということです。

7 番 議 員 了解しました。

議 長 ほかにご質疑等ございませんか。
質疑等がないようですので、別になればこれにて質疑を終わります。
それではおはかりいたします。議案第5号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。
次に日程第7認定第1号平成28年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局次長 認定第1号平成28年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成28年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。まず決算の規模でございますが、歳入総額400,315,292円、歳出総額387,280,502円、実質収支額は13,034,790円でございます。その内訳につきましては、平成28年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。決算書1ページをお開き下さい。歳入総額でございますが、予算額392,882,000円に対して、調定額400,315,292円で収入済額も同額となっております。3ページをお開き下さい。歳出総額でございますが予算額392,882,000円に対して支出済額は387,280,502円で5,6

01, 498円の不用額となっております。

5ページをお開き下さい。まず歳入につきましてご説明申し上げます。
1款1項1目分担金でございます。273, 135, 000円は組合運営費に係る構成市の分担金と公債費の交付税算入に係る分担金となっております。2款1項1目ごみ焼却手数料109, 495, 200円は当施設に直接持ち込まれたごみ焼却手数料収入で、28年度の焼却量は10, 949. 52トンとなっております。続きまして3款1項1目利子及び配当金1, 553円は施設整備基金の利子でございます。続きまして、5款1項1目繰越金11, 228, 376円は前年度繰越金でございます。続きまして6款1項1目ごみ焼却処理受託事業収入5, 176, 260円は、粗大ごみ処理場から受託しております可燃性残渣焼却処理に係る収入でございます。28年度の処理量は862. 71トンとなっております。続きまして6款2項1目組合預金利子927円は運用資金利子でございます。続きまして6款3項1目雑入1, 277, 976円は駐車場の使用者にご負担いただいている管理費用等となっております。

続きまして9ページをお開き下さい。歳出についてご説明申し上げます。
1款1項1目議会費382, 887円ですが、この内訳は1節報酬354, 000円、11節需用費17, 887円、12節役務費11, 000円となっております。続きまして2款1項1目一般管理費46, 488, 331円ですが、この内訳は、1節報酬3, 087, 200円、2節給料11, 490, 300円、3節職員手当等6, 614, 537円、4節共済費4, 544, 806円、7節賃金2, 051, 788円の合計27, 788, 631円につきましては、管理者及び副管理者の報酬、それから正規職員3名、嘱託職員1名、臨時職員1名の人件費となっております。9節旅費59, 720円、10節交際費3, 600円、11節需用費217, 396円、12節役務費746, 256円。続きまして11ページをお開き下さい。13節委託料280, 800円、14節使用料及び賃借料426, 348円、18節備品購入費415, 380円、19節負担金及び交付金6, 236, 200円は、退職手当組合普通負担金等となっております。25節積立金9, 400, 000円は施設整備基金積立金となっております。27節公課費914, 000円でございます。続きまして2款1項2目清掃施設費339, 579, 906円ですが、この内訳は1節報酬14, 859, 919円、2節給料21, 381, 438円、3節職員手当等17, 579, 873円、4節共済費10, 227, 811円、7節賃金3, 083, 102円。以上合計67, 132, 143円につきましては、正規職員7名、嘱託職員6名、臨時職員2名の人件費となっております。9

節旅費１０，０４０円、１１節需用費１０８，７８７，１７６円につきましては、焼却炉内の消耗品、光熱費、薬品費等となっております。１２節役務費３３３，７６０円、１３ページをお開き下さい。１３節委託料３７，９４９，０２５円は焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料等となっております。１４節使用料及び賃借料５，７４５，６００円につきましては、排ガス濃度分析計と残灰運搬トラックリース料となっております。１５節工事請負費９６，６３８，４００円は施設整備または更新工事、各機器の整備工事等に係る整備工事となっております。１６節原材料費１３１，３２３円、１８節備品購入費４６９，８００円、１９節負担金補助及び交付金２２，３２８，２３９円につきましては、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、ごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員３名の人件費負担金などとなっております。２７節公課費５４，４００円でございます。１５ページをお開き下さい。次に２款２項１目監査委員費１０，０００円ですが、この内訳は１節報酬でございます。３款１項公債費　８１９，３７８円ですが、１目元金が７６０，１０５円、２目利子が５９，２７３円の支出となっております。４款予備費では支出はございませんでした。なお１７ページには実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を添付しております。

以上で認定第１号平成２８年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重にご審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。

６　番　議　員　　議長。

議　　長　　原口議員。

６　番　議　員　　監査意見のところで、老朽化が進行しており、突発的な故障も数件発生しているとありますが、２８年度維持修繕費は３，０８６，０００円しか出ていませんが、この数件はどのようなことでしょうか。

事　務　局　課　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局。

事務局課長 当施設も建設から23年目を迎えまして、色々な老朽箇所もございますが、28年度につきまして、休炉を要するレベルの工事ですと、クレーンのワイヤーのせん断ですとか、トラックスケールの基盤異常で動かなくなったりですとか、先程申し上げましたシーケンサーというところに供給するDC電源の電源装置が不良になることがありました。大きい故障が5件ありました。休炉にあまり差し障りのない小さなものでは、工場棟の照明器具の取替、シリンダーの油漏れ等々です。あと先週土曜日に、2キロ程度離れた場所から送水管で水を送ってきておりますが、その送水管が老朽化で折れたということで、田主の方から連絡をいただき早急に対応したということでございます。また例えば温度のある部分が故障しますと、冷却して人が入れるようになるまで約2日を要します。突発故障になりますと、ごみの処理計画に影響を及ぼすことになりますので、できるだけ突発補修ではなく定期補修で対応したいと考えているところでございます。以上です。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 同じく次期の施設計画も検討し、財源確保の必要があると書かれておりますが、進捗状況はどうなっていますか。

事務局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 長 現在島内の可燃ごみの広域化を検討しているところです。方針としては、市長会において一本で進めるということになっておりますが、やまなみ苑につきましても、先程課長が言いましたように更新時期が参っております。仕方ないことですが、騙し騙し維持している状態でございますので、広域化の方と合わせまして、検討していくということでございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 原口議員。

6 番 議 員 それは目標年度とかスケジュールはあるのですか。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 一般的に言われますこの廃棄物処理施設の耐用年数でございますが、約25年から30年で改廃しているところが多いです。長いところだと40年使用しているところもありますが、近年の財政が厳しいというところで一般廃棄物処理施設債ということで、起債のメニューがでてきて永く使用するという考え方であると思います。29年度におきましても、その起債を使わせていただきまして、できる限りの補修をしながらこうということで、約35年といったところだと思っております。

7 番 議 員 はい。

議 長 はい、谷口議員。

7 番 議 員 14ページのクレーン点検整備工事の内訳についてお尋ねします。先程の課長の答弁の中で、突発的な故障でクレーンのワイヤーのせん断等が発生したというようなお話がありましたが、このクレーン点検整備工事の内訳についてお尋ねします。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 このクレーン点検整備工事の内訳でございますが、このクレーンは2年に1回の法定点検業務が課せられております。それを行うに際しまして、事前に点検し、不具合のある箇所を整備したということでございます。先程のワイヤー切断の件ですが、それは灰を掴むクレーンでございます、ごみクレーンが2基と灰クレーンが1基ありますが、灰クレーンの方でございます。灰クレーンは1基しかありませんので、使用不可になりますと灰が持ち出せなくなり、休炉を余儀なくされるということで、緊急に業者に連絡を取り、復旧した次第でございます。

7 番 議 員 議長。

議 長 はい、谷口議員。

7 番 議 員 私がお尋ねしているのは点検整備工事ということで、点検代でいくら、整備工事代でいくらかということです。点検した際に行った部品交換でいくらかったか。点検のみで702万円したのですか。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 2年に1回の検査に際しまして、点検だけでなく、消耗具合で定められた交換推奨部品の交換もございます。この年度につきましては、ごみを掴むバケットが老朽化していたので点検整備に合わせまして、部品交換も色々しております。それでこの金額となっております。

7 番 議 員 ですので内訳として点検代がいくらで、部品交換がいくらかをお伺いしているのです。

事 務 局 課 長 記憶で申し訳ありませんが、部品交換で約350万円使ったと思います。

7 番 議 員 議長。

議 長 はい、谷口議員。

7 番 議 員 ということは、点検代に350万円支払い、その際に消耗した箇所を交換するのに350万円かったということですね。ここでお尋ねしますが、この時の入札というのは随意契約でやられていると思いますが、3社見積もりを取り4社で入札して決定しているという先程の課長の答弁でした。このクレーンに関して3社の見積もり業者がどこで、4社の入札業者がどこで、金額がいくらなのかを教えてください。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 クレーン点検整備工事ですが、指名業者4社でございます。極東サービス、虹技株式会社、三広工業、昭和起重機製作所の4社におきまして指名入札を行っております。それで予定価格でございますが、設計額でございますが、8,010,360円でございます。

7 番 議 員 議長。

議 長 はい、谷口議員。

7 番 議 員 先程おっしゃられた設計価格で、500万円以上の場合は局長決裁で、プロパーの中で誰が担当して800万円という積算をして、見積もり依頼業者を3社決定しているのですか。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 見積もりをいただき、私が設計しています。そして事務局の中で、係長が精算いたしまして、事務局長の方で決裁をいただいております。

議 長 ほかにご質疑ございませんか。

10 番 議 員 はい、議長。

議 長 木場議員。

10 番 議 員 決算書の5・6ページに分担金が2億7千3百万円、使用料及び手数料が1億9百万円程度出ていますが、このことと、主要な施策の成果等報告書の3ページのごみ処理量の中で、家庭系ごみと事業系ごみのトータルで搬入量が28,936トンという報告がありますが、これは連動していますか。例えば分担金の分は家庭系ごみの処理量、使用料の方は事業系の処理量の金額となっているのですか。その辺の説明をお願いします。

事 務 局 次 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 次 長 まず家庭系につきましては、両市ごみ袋等で集める一般のごみ量となります。事業系の中には大型ごみも入っておりまして、その分と一般事業者が直接やまなみ苑に持ち込んだごみを合わせて事業系に計上しております。その事業系の中でも、一部が処理手数料を事業者の方からいただいて、大型ごみの部分は両市の分担金にかかってくるので、厳密には分けられないものでございます。家庭系と大型ごみは分担金の方で、分担しております。

10 番 議 員 はい、議長。

議 長 木場議員。

10 番 議 員 ということは、この処理量で洲本市と書いてありますが、あまりこの数字は参考に値しないということですか。今の話ですと、歳入と連動していないということですか。お金の徴収額と事業系と家庭系というたてわけが連動していないということですか。

事 務 局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 まず一般家庭の方が袋に入れて曜日曜日に出す家庭系ごみにつきましては、29年度実績で今11月までですが、50.8対49.2の割合でほぼ50対50というところでございます。現在分担比率が50対50でございまして、家庭系ごみの比率についても50対50でございます。

事業系ごみにつきましては、トラックスケールで計量しまして、その都度料金をいただいております。料金につきましては現在10kg100円ですが、消費税が上がる際に値上げを行いまして、トンあたりの処理コスト分を受益者負担でやっていこうということで、分担金につきましては今の比率を維持するということです。

10 番 議 員 はい、議長。

議 長 木場議員。

10 番 議 員 なぜ聞きたいかという、家庭系ごみは袋で徴収していて、あとは市から分担金としてお金をいただいているということで、今聞くと片方は重量でやっているそうですね。事業系ごみが焼却場の経費に値する料金になっているかどうかを知りたかったのです。そうでなければせっかく分けてくれているのに、一般市民がどれだけ負担して、事業系の人がどれだけ負担しているのかよく分からないのでお聞きしたいです。

事 務 局 課 長 はい。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 先般、消費税と同時に相当分値上げするということで計算しましたところ、トン当たりに割り付けますと現在処理に係る金額が約130円になるかと思うのですが、先般の消費税を10%に値上げするということで手数料も値上げをしたかったのですが、消費税が先延ばしになり、手数料値上げも先のばしになった経緯もございまして、当事務組合でも消費税の引き上げ際に値上げしたいと考えております。それと島内にはやまなみ苑と淡路市の夕陽が丘クリーンセンターというのがあります。安価な方に流れるという可能性もありますので、島内で足並みを揃えていくのも必要かと思えます。その辺の連携もとりながらしかるべき時には、トン当たりの相応分の処理手数料ということで考えております。

10 番 議 員 はい、議長。

議 長 木場議員。

10 番 議 員 ということは、淡路市のごみ処理手数料より南あわじ市の方が安いということですか。

事 務 局 課 長 はい。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 現在10kg100円で、淡路市の処理場と同じでございます。

10 番 議 員 はい、議長。

議 長 木場議員。

10 番 議員 なぜこのような質問をしているかと言いますと、実は平成26年に南あわじ市清掃センターが廃止になり、こちらに統合しました。野菜残渣がこちらに来てから全くやまなみ苑が処理してくれないということをお聞きしました。何千万円も処理するのに野菜残渣を焼却する機械を導入してくれなくては困るということで、事業所からしてみるとかなり不便になったと困っているのが現状なので、その辺がどのようにかわったのか説明をお願いします。

事務局課長 はい。

議 長 事務局。

事務局課長 まず野菜残渣につきましてですが、一括りで残渣と言うと分からなくもないですが、一般廃棄物の部分と産業廃棄物の部分に分かれると思います。やまなみ苑は一般廃棄物処理施設でありまして、動植物性残渣ですと産業廃棄物としての処理が必要だと思います。一般廃棄物でも玉ねぎの鬼皮はクレーンで掴んで投入しますと、どうしても舞い上がりまして処理が困難だということで、処理困難物ということで排除させていただいております。それと平成26年の統合前の年間約1万8千トンの搬入量でした。統合後は2万8千トンレベルでございます。その時基幹整備をして炉の基幹部を増強したのですが、現在工事期間も十分にとれない程に余裕のない処理状況でございまして、そういったところも加味しながらやっている状況です。

10 番 議員 はい、議長。

議 長 木場議員。

10 番 議員 何回言っても無理でしょうが、なんとかその辺を事務局長に考えていただいて、以前に近い形で処理できるような方策はとれませんか。

事務局課長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 長 木場議員より今年地元の問題が起きていることをお聞きいたしました。過去八木の施設で26年まで受け入れていた事実はございます。ただ、今課長が言いましたように、焼却炉内での不具合が生じる恐れがあるということで今現在は受け入れをお断りしている状況ですが、またメーカー等と協議いたしまして、前向きに検討させていただきたいと思います。

10番 議員 はい、終わります。

議 長 ほかにございませんか。

8番 議員 議長。

議 長 蛭子議員。

8番 議員 申し訳ありませんが、木場議員と反対の意見を言います。ここの組成分析で厨芥類は24%ありますね。これは残渣ということです。これは体積比の組成分析であったのか、重量比の組成分析であったのか、確認したいのですが。

事務局 課 長 はい。

議 長 事務局。

事務局 課 長 これは重量比でございまして、乾燥重量でございます。

8番 議員 議長。

議 長 蛭子議員。

8番 議員 乾燥させての重量ですね。厨芥類どうしても水分がでますよね。炉に投入する時は、乾燥させて入れるのですか。

事務局 課 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局課長 測定時におきましては乾燥させてドライの重量比でございますが、焼却炉に入れる際は乾燥させるという手順はありませんので、そのままの状態
で投入いたします。ゴミピットはけっこう堆積していますので、時間によりまして自然乾燥されますが、その辺は分かりませんが、そのまま焼却炉
に投入されます。他のごみと攪拌をして投入します。

8 番 議 員 議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 厨芥類と言えは食べ物の残渣は大体80～90％水分を持っています。
ということになりますと、乾燥させて24％になりますが、持ち込まれて
いる約2万9千トンの中で、重量換算した場合80％が水分となれば、乾
燥させて水分を総て飛ばしてしまえば、構成比が随分変わってくると思
います。やまなみ苑の焼却能力が2炉で135トンありますが、厨芥類を地
域で処理しながら堆肥等に有効活用するという先進的な都市もあるよう
ですね。するとこの焼却炉への負担が減ってくる。搬入量も減ってくれば、
今現在100トン処理しなければならないところで2炉フル回転しなければ
ならないのですが、この厨芥類を大幅に減らすことによってこの炉の回
転をもう少し余裕のあるものにしていくことが可能であると。こんな考
え方を以前一般質問でしたことがあります。そうした考え方は間違ってい
ますか。

事務局課長 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局課長 議員がおっしゃられるように、厨芥類だけでなく他のものも減量してい
く考え方はとても大事なことだと思います。先般も香川県三豊市のトンネ
ルコンポスト施設の視察に行ったのですが、日本初ですかね、欧米ではけ
っこう実績があると思うのですが、比較的先進的な処理方法ですばらしい
と思いながら帰ってきたところです。現状やまなみ苑で申しますと、ダイ
オキシンのガイドラインでは約850℃以上で処理ということでは
言われているのですが、現状紙やプラスチック類がとて増えたことにより、95
0℃程度まで上がることがあります。警報ラインが950℃設定されてお

り、900℃を超えますと炉が抑える方向で働くのですが、そういうこと
もありまして処理量を抑えるということもあります。厨芥類を混ぜながら、
また年末の大掃除の時期等はとてもカロリーが上がるので、逆にピットに
水を散水しながら焼却しているのが現状でございます。現代ごみといいま
すか、カロリーの高いごみが多いというのが運転する中での実感でござい
ます。

8 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 ということは、現在のごみの実態と炉の構造が合っていない部分がある
ということですか。

事 務 局 課 長 はい。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 やまなみ苑は平成7年に竣工いたしまして、当時では最新のものですが、
この業界もダイオキシン特措法が平成11、12年のあたりで出てから、
日進月歩で技術が進んでおります。現在23年経過いたしまして、合っ
ているかどうかという判断ですが、設計カロリーは上回っているという認識
です。

8 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

8 番 議 員 全体的に廃棄物を減らすゼロウェイストというようなことが一番先進的
なことであり、やまなみ苑の封筒にも燃やせばごみというか、分別をして
利用すれば資源になると書かれています。ごみにするのか、資源にするの
かというテーマを考えていると思います。これはそれぞれ洲本市、南あわ
じ市の課題であると思います。かねてより資源化をするごみのカロリーを
ゼロにするという目標をもっていたきたいという思いがあって、繰り返
し同じことを聞いていますが、今後監査委員の中にも新しい施設の待望と
いうものが出ているようですが、こうした角度からごみ量を減らすことに

よって、施設整備についても小さなもので済めば、財政負担も小さく済む。これをセットで考えていくべきだと思います。一般的に燃やせば簡単な話ですが、そうじゃないという考え方を堅持していただきたいと思っているわけですが、管理者いかがですか。

管 理 者 はい、議長。

議 長 管理者。

管 理 者 先ほどから話題になっているのは、特に南あわじ市は農業関係の残渣が出るというところで、これまでも炭化装置といったような形で色々工夫をしてきたと聞いております。今後進めていくにあたっては、一般ごみも減らしていくということとともに、この残渣をどういうふう処理していくのかということについては工夫をしていく必要があると思っております。短期的に答えが出るかという、私どもも勉強しているのですが、なかなか決定打が出てこないところなのですが、いろんな工夫をしながらごみを減らして、やまなみ苑を長寿化していかなければならないと思いますので、一方で残渣の問題については別に取り組んでいく必要があると思っております。

8 番 議 員 はい、終わります。

議 長 ほかにご質疑ございませんか。

質疑等がないようなので、別になければこれにて質疑を終ります。おはかりいたします。認定第1号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本件は認定することに決されました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例議会に付議されました案件は全て議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ございませんのでこれにて、洲本市、南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会致します。閉会にあたりましてごあいさつ申し上げます。今期定例議会における諸案件を滞りなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なるご審議の賜でございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様におかれましては何かとご多忙のこととは存じ上げますが、このうえもご自愛くださいまして、当組合の運営にご尽力たまわらんことをお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございます。それでは、副管理者であります洲本市長よりのごあいさつを伺うことといたします。竹内通弘副管理者。

副 管 理 者 副管理者の竹内です。閉会にあたりまして一言お礼申し上げたいと思います。今議会におきましては新しく原口育大副議長がご就任されました。今後ともよろしくお願いいたします。今定例会にご提案申し上げました案件につきましては、条例制定と平成28年度の決算認定でございました。議員各位の慎重なるご審議と適切妥当なご決定をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、監査委員さんの選任につきましては、南あわじ市の印部久信議員にご同意をいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。議員の皆様方のご意見を真摯に受け止めまして、この組合運営に執行部といたしまして取り組んで参りたいと思っております。議員各位におかれましては、これからも変らぬご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

閉 会 12時 4分

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員